

議案第 16 号

君津市居宅サービス事業手数料徴収条例及び君津市地域生活支援事業手数料徴収条例を廃止する条例の制定について

君津市居宅サービス事業手数料徴収条例及び君津市地域生活支援事業手数料徴収条例を廃止する条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成 27 年 2 月 23 日提出

君津市長 鈴木 洋 邦

提案理由

居宅サービス事業及び地域生活支援事業を廃止することに伴い、君津市居宅サービス事業手数料徴収条例（平成 13 年君津市条例第 2 号）及び君津市地域生活支援事業手数料徴収条例（平成 15 年君津市条例第 2 号）を廃止しようとするものである。

君津市条例第 号

君津市居宅サービス事業手数料徴収条例及び君津市地域生活支援事業手数料徴収条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 君津市居宅サービス事業手数料徴収条例（平成13年君津市条例第2号）

(2) 君津市地域生活支援事業手数料徴収条例（平成15年君津市条例第2号）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に受けた基準該当居宅サービス及び地域生活支援に係る手数料については、なお従前の例による。